

厚生労働省福島労働局  
福島公共職業安定所発表  
平成24年4月20日(金)



担 当	福島公共職業安定所
	業務部長 廣谷俊一
	雇用指導官 佐藤明美
	電話024-534-4128

障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に基づく子会社特例の認定について  
— 株式会社とうほうスマイルを株式会社東邦銀行の特例子会社として認定 —

福島公共職業安定所(所長 伏見俊一)では、株式会社 とうほうスマイル(代表取締役 喜古 眞)を株式会社 東邦銀行(取締役頭取 北村清士)の特例子会社として当所管内で初めて(福島労働局管内では2番目)認定しました。

認定事業所に対し、以下により福島公共職業安定所長より認定通知書の交付をいたします。

日時：平成24年4月23日(月) 11時

場所：福島公共職業安定所 所長室(福島市狐塚17-40)

### 障害者雇用率制度

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた法定雇用率以上の割合を持って身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務付けられています。

※法定雇用率

○民間企業

一般の民間企業・・・1. 8% (常用労働者56人以上規模)

特殊法人・・・2. 1% (常用労働者48人以上規模)

○国、地方公共団体・・・2. 1% (職員数48人以上)

\* 都道府県等の教育委員会 2. 0% (職員数50人以上)

### 特例子会社とは

親会社、子会社の関係にある事業主について、子会社が一定の要件のもと、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、障害者の雇用に特別の配慮を行っている場合、厚生労働大臣が特例的に子会社が雇用する労働者を親事業主が雇用する労働者と、子会社の事業所を親事業主の事業所と、障害者雇用率制度の適用上同一の事業所とみなして認定すること。(この特例に係る子会社を「特例子会社」という。)

※当該認定を行う権限は障害者の雇用促進等に関する法律施行規則第46条第2項及び第3項の規定に基づき公共職業安定所長に委任されている。

#### [ 認 定 要 件 ]

- ① 親会社が、当該子会社の意思決定機関(株主総会等)を支配していること。
- ② 親会社との人的関係が緊密であること。(具体的には、親会社からの役員派遣等)
- ③ 雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。
- ④ 障害者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有していること。(具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等)
- ⑤ その他、障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること。